

○宮崎大学医学部附属病院光学医療診療部・消化器病センター規程

〔平成16年4月1日  
制 定〕

改正 平成17年10月24日 平成19年3月5日  
平成20年3月19日 平成29年11月15日

(趣旨)

第1条 この規程は、宮崎大学医学部附属病院規程（以下「病院規程」という。）第14条の規定に基づき、宮崎大学医学部附属病院光学医療診療部・消化器病センター（以下「光学医療診療部・消化器病センター」という。）の管理運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 光学医療診療部・消化器病センターは、次の各号に掲げる業務を行うことを目的とする。

- (1) 光学医療機器による検査、診断及び治療に関すること。
- (2) 光学医療の教育及び研究に関すること。
- (3) 光学医療機器から得られた画像情報の整理及び利用に関すること。
- (4) 光学医療機器の保守管理及び薬品、材料等の保管に関すること。
- (5) その他光学医療診療に関すること。

(光学医療診療部・消化器病センター長及び光学医療診療部・消化器病センター副センター長)

第3条 光学医療診療部・消化器病センター長及び光学医療診療部・消化器病センター副センター長は、病院規程第9条第4項の規定に基づき、病院長が任命する。

(職員)

第4条 光学医療診療部・消化器病センターに病院規程第9条第2項に規定するもののほか、次の各号に掲げる職員を置くことができる。

- (1) 教員及び医員（医員（研修医）を含む。）
- (2) 看護職員
- (3) その他の職員

(運営委員会)

第5条 光学医療診療部・消化器病センターに、光学医療診療部・消化器病センターの運営に関する事項を審議するため、光学医療診療部・消化器病センター運営委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、病院長が別に定める。

(雑則)

第6条 この規程に定めるもののほか、光学医療診療部・消化器病センターの運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 この規程の施行後最初に任命される光学医療診療部長の任期は、第3条の規定にかかわらず、平成16年9月19日までとする。

附 則

この規程は、平成17年10月24日から施行し、平成17年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年12月1日から施行する。